

はじめに

いじめの問題は、児童が夢と誇りを持ち、生き生きと学校生活を送ることを妨げる重大な人権上の問題です。平成25年に「いじめ防止対策推進法」が成立しましたが、その後も全国的にいじめにより尊い命が失われる事案や、一部の教職員がいじめの問題を抱え込むなどのいじめ問題が後を絶ちません。国は平成29年3月に「いじめ防止等のための基本的な方針」を改訂しました。

小樽市でも、この改訂を受け、児童生徒の尊厳を守るために、家庭

や市民とともに、いじめの問題に真剣に取り組み、人権に対する理解を深め、地域社会全体で、いじめのような人権侵害から児童を守る基本方針を策定しました。

本校でも、「小樽市立桂岡小学校いじめ防止基本方針」の改訂を行いました。

1. いじめの理解

◎「いじめの定義」【条例第2条】

法第2条及び条例第2条では、いじめの定義として、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等、当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」をいいます。

《留意点》

- いじめを受けた児童の中には、「いじめを受けたことを認めたくない」、「保護者に心配をかけたくない」などの理由で、いじめの事実を否定することが考えられることから、いじめに当たるか否かの判断は表面的・形式的に行うのではなく、いじめを受けた児童や周辺の状況等を踏まえ、客観的に判断し、対応する。
- インターネットを通じたいじめなど、本人が気付いていない中で誹謗中傷が行われ、該当児童が心身の苦痛を感じるに至っていない場合も、いじめと同様に対応する。
- 児童の善意に基づく行為であっても、意図せずに相手側の児童に心身の苦痛を感じさせてしまい、いじめにつながる場合もあることや多くの児童が被害児童としてだけでなく、加害児童としても巻き込まれることや被害、加害の関係が比較的短期間で入れ替わる事実を踏まえ、対応する。
なお、軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに加害児童が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、学校は、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も可能である。
ただし、これらの場合であってもいじめに該当するため、事案を法第22条及び条例第23条に基づいて設置する組織（以下「学校いじめ対策組織」という。）で情報共有して対応する。
- 「けんか」や「ふざけ合い」であっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目し、

いじめに該当するか否かを判断するものとする。日頃からグループ内で行われているとして「けんか」や「ふざけ合い」を軽く考え、気付いていながら見逃してしまうことも少なくない。ささいに見える行為でも、表には現れにくい心理的な被害を見逃さない姿勢で対応する。

- 児童が互いの違いを認め合い、支え合いながら、健やかに成長できる環境の形成を図る観点から、例えば、「発達障がいを含む障がいのある児童」や「海外から帰国した児童や外国人の児童、国際結婚の保護者を持つなどの外国につながる児童」、「性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童」、「東日本大震災により被災し児童又は原子力発電所事故により避難している児童（以下「被災児童」という。）」等学校として特に配慮が必要な児童については、日常的に、当該児童の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童に対する必要な指導を組織的に行う。

◎いじめの解消

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできません。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要があります。ただし、必要に応じ、被害児童と加害児童との関係修復状況など他の事情も勘案して判断するものとします。

《留意点》

①いじめに係る行為が止んでいること

被害児童に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校は「学校いじめ対策組織」の判断により、より長期の期間を設定するものとする。

学校は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

②被害児童が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。「学校いじめ対策組織」においては、いじめが解消に至るまで被害児童の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。

いじめの解消の見極めに当たっては、学校や保護者のほか、「学校いじめ対策組織」を活用し、必要に応じてスクールカウンセラーなどを含めた集団で判断する。

「小樽市立桂岡小学校いじめ防止基本方針」

令和元年 6 月改訂

1. 意 義

◎「学校いじめ防止基本方針」を定める、意義として大きく次の3点がある。

- 学校いじめ防止基本方針に基づく対応が徹底されることにより、教職員がいじめを抱え込まず、かつ、学校のいじめへの対応が個々の教職員による対応ではなく組織として一貫した対応となる。
- いじめの発生時における学校の対応をあらかじめ示すことは、児童及びその保護者に対し、児童が学校生活を送る上での安心感を与えるとともに、いじめの加害行為の抑圧につながる。
- 加害者への成長支援の観点を基本方針に位置付けることにより、いじめの加害者への支援につながる。

2. 桂岡小学校の基本理念

いじめを見逃さず、豊かな人間関係を築く教育を行います

- (1) 児童が安心して通い、学習や生活ができる場であることが求められることから、単にいじめをなくす取組にとどまらず、規律正しい態度で主体的に参加し、活躍できる授業づくりや、好ましい人間関係を基礎に豊かな集団生活が営まれる環境づくりを進める。
- (2) 児童が主体となって、いじめのない社会を形成するという意識をはぐくむため、児童の発達段階に応じたいじめを防止する取組が実践できるよう道徳教育や人権教育を充実させながら、指導、支援する。
- (3) いじめは、どの学校にも、どのクラスにも、どの児童にも起こりうることを強く意識し、いじめを未然に防ぎ、いじめが発生した場合は早期に解消できるよう保護者、地域や関係機関と連携し情報を共有しながら指導にあたる。
- (4) 情報モラル教育の取組を強化し、インターネット等の正しい利用方法等を学習させるとともに、「インターネット利用等に関する小樽市のルール「おたるスマート7」」等を通じて、生活習慣の改善とネット上のいじめの防止等に取り組む。
- (5) 相談窓口を明示するとともに、児童に対して定期的なアンケートや個別面談を実施するなど、児童一人一人の状況の把握を組織的に行う。
- (6) いじめを絶対に許さないこと、いじめられている児童を守り抜くことを表明し、いじめの把握に努めるとともに、校長のリーダーシップのもと組織的に取り組む。
- (7) いじめの問題に迅速に対応するには、いじめの早期発見が不可欠であることから、児童のささいな変化・兆候であっても、いじめとの関連を常に考慮して、早い段階から関わりを持ち、いじめを看過したり軽視したりすることなく、積極的にいじめの認知に努める。
- (8) いじめを認知した場合、家庭や関係機関と連携して、直ちにいじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保する。いじめたとされる児童に対しては事

情を確認した上で、いじめが行われていた場合は、その保護者と情報を共有して別に指導を行い、いじめの非に気付かせ、いじめを受けた児童への謝罪の気持ちを醸成させるなど組織的に対応する。

- (9) 保護者、地域住民、その他の関係者といじめの問題について協議する機会を設け、認識を共有して、より多くの大人が、児童の悩みや相談を受け止めることができるよう連携した取組を進める。
- (10) 教職員は、いじめを発見し、又は相談を受けた場合は、当該いじめに係る情報を学校の定めた方針等に沿って記録するとともに、速やかに「学校いじめ対策組織」に報告し、学校の組織的な対応に繋げる。「学校いじめ対策委員会」において情報共有を行った後は、事実関係を確認の上、組織的な対応方針の下、被害児童を徹底して守り通す。
- (11) 教職員は、児童に直接指導する立場にあることから、教職員の不適切な認識や言動、差別的な態度や言動が児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることのないよう十分留意する。

2. 桂岡小学校の取組

◎いじめを未然に防止するために

《児童に対して》

- 児童一人一人が認められ、お互いを大切にし合い、学級の一員として自覚できるような学級づくりを行う。また、学級のルールを守るといった規範意識の醸成に努める。
- わかる授業を行い、児童に基礎・基本の定着を図るとともに学習に対する達成感・成就感を育てる。
- 思いやりの心や児童一人一人がかけがえの無い存在であるといった命の大切さを道徳の時間や学級活動の指導を通して育む。
- 「いじめは決して許されないこと」という認識を児童が持つように、さまざまな活動の中で指導する。
- 見て見ぬふりをすることは、「いじめ」をしていることにつながることや、「いじめ」を見たら、他の先生方や友達に知らせたり、やめさせたりすることの大切さを指導する。その際、知らせること、決して悪いことではないことも合わせて指導する。

《教員に対して》

- 児童一人一人が、自分の居場所を感じられるような学級経営に努め、児童との信頼関係を深める。
- 児童が自己実現を図れるように、子どもが生きる授業を日々行うことに努める。
- 児童の思いやりの心や、命の大切さを育む道徳教育や学級活動の充実を図る。
- 「いじめは決して許さない」という姿勢を教員がもっていることを、さまざまな活動を通して児童に示す。
- 児童一人一人の変化に気づく、敏感な感覚を持つように努める。
- 児童や保護者からの話を親身になって聴く姿勢を持つ。
- 「いじめ」の構造やいじめ問題の対処等、「いじめ問題」についての理解を深める。特に、自己の人権感覚を磨き、自己の言動を振り返るようにする。
- 問題を抱え込まないで管理職への報告や学年や同僚への協力を求める意識を持つ。

- 児童理解を深め、児童との信頼関係を築く。
- 児童のささいな変化・兆候であっても、いじめとの関連を考慮し関わりを持つ。
- 不適切な認識や言動、差別的な態度や言動が児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることのないように細心の注意を払う。

《学校全体として》

- いじめの問題への対応には、「複数の目」と「外部の目」という2つの視点を意識することが重要である。
- 全教育活動を通して、「いじめは絶対に許されない」という土壌をつくる。
- いじめに関するアンケート調査を年2回以上実施し、結果から児童の様子の変化などを教職員全体で共有する。
- 「いじめ問題」に関する校内研修を行い、「いじめ」について教職員の理解と実践力を深める。
- 校長が、「いじめ問題」に関する講話を全校朝会で行い、学校として「いじめは絶対に許されない」ということと「いじめ」に気づいた時には、すぐに担任をはじめ、周りの大人に知らせることの大切さを児童に伝える。
- 「いじめ問題」に関する児童会としての取組を行う。
- いつでも、誰にでも相談できる体制の充実を図る。
- アンケート調査票の保存は5年となっているが、重大事態発生時など事故発生時、いじめに関わり収集した情報は「学校いじめ対策委員会」で収集し、まとめて保存する。教職員の聴き取り調査の際に残したメモなども、重要な資料となるので個人の判断で勝手に処分せずに、組織で適切に管理する。

《保護者・地域に対して》

- 児童が発する変化のサインに気づいたら、学校に相談することの大切さを伝える。
- 「いじめ問題」の解決には、学校・家庭・地域の連携を深めることが大切であることを学校だより、PTA評議員会、学校評議員会で伝えて、理解と協力をお願いする。

3. 「いじめ」の早期発見・早期対応

《早期発見にむけて…「変化に気づく」》

- 児童の様子を担当をはじめ多くの教員で見守り、気づいたことを共有する場を設ける。
- 様子に変化が感じられる児童には、教師は積極的に声をかけ、児童に安心感を持たせる。
- アンケート調査等を活用し、児童の人間関係や学校生活、悩み等の把握に努め、共に解決していこうとする姿勢を示して児童との信頼関係を深める。

《相談ができる…「誰にでも」》

- いじめに限らず、困ったことや悩んでいることがあれば、誰にでも相談できることや相談することの大切さを児童に伝えていく。
- いじめられている児童や保護者からの訴えには、親身になって聞き、児童の悩みや苦しみを受け止め、児童を支え、いじめから守る姿勢を持って対応することを伝える。
- いじめられている児童が自信や存在感を感じられるような励ましを行う。
- いじめに関する相談を受けた教員は、管理職に報告するとともに、委員会を通して校内で情報を共有する。

《早期の解決を…「傷口は小さいうちに」》

- 教員が気づいた、あるいは児童や保護者から相談があった「いじめ」について、事実関係を早期に把握する。その際、被害者、加害者といった二者関係だけでなく構造的に問題を捉える。
- 事実関係を把握する際には、学校として組織的な体制のもとに行う。
- いじめている児童に対しては、「いじめは絶対に許さない」という姿勢で臨み、まず、いじめることをやめさせる。
- いじめられた児童に対しては、まず最初に「いじめられた自分は、先生たちや学校が必ず守ってくれる」という安心感が持てるよう、配慮しながら支援する。
- いじめることがどれだけ、相手を傷つけ、苦しめていることに気づかせるような指導を行う。
- いじめてしまう気持ちを聞き、その児童の心の安定を図る指導を行う。
- 事実関係を正確に当該の保護者に伝え、学校での指導、家庭での対応の仕方について、学校と連携し合っていくことを伝えていく。

4 校内体制について

- 校務分掌に「いじめ防止対策委員会」（生活指導委員会と兼務）を位置付ける。構成は、教頭、生活指導担当、養護教諭、低学年ブロック代表、高学年ブロック代表、コーディネーターとし、校長が委員会を主宰する。（必要に応じてスクールカウンセラーを要請する。）
- 役割として、本校におけるいじめ防止の取組に関することや、相談内容の把握、児童、保護者へのいじめ防止の啓発等に関するものを行う。
- いじめの相談があった場合には、当該担任を加え事実関係の把握、関係児童・保護者への対応等について協議してから面談等を行う。なお、いじめに関する情報については、児童の個人情報の取扱いに考慮しながら、本校の教職員が共有するようにする。
- 学校評価においては、年度毎の取組について、児童、保護者からのアンケート調査、教職員の評価を行い、その結果を公表し、次年度の取組の改善に生かす。

5. 教育委員会をはじめ関係機関との連携について

- いじめの事実を確認した場合、小樽市教育委員会への報告、重大事態発生時の対応等については、法に即して小樽市教育委員会に指導・助言を求めて学校として組織的に動く。
- 地域全体で、「いじめは絶対に許されない」という認識を広めることが大切であるということから、PTAや地域の会合等で、いじめ問題など、児童の健全育成についての話し合いを奨めることをお願いします。

6. 特に配慮が必要な児童

- ◎ 以下の児童が在籍している場合は、特に学校・学級として日常的に配慮し、保護者と連携しながら、児童の様子に細心の注意を払う。

- 発達障がいを含む障がいのある児童
- 海外から帰国した児童や外国人の児童等外国とつながる児童
- 性同一性障害や性的指向・性自認に関わる悩みや不安を抱える児童
- 東日本大震災により被災した児童、原子力発電事故により避難している児童